

1 農業構造の展望の意義及び内容

- (1) 食料・農業・農村基本法（基本法）においては、農業の持続的発展を図ることにより、食料の安定供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ために必要な施策を講ずることとされている（同法第21条）。
- (2) このため、基本法に基づき、農業生産基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大等の施策を推進していくに当たって、目指すべき「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにすることとし、これを「農業構造の展望」として示してきたところである。
- (3) 今回の食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっても、同様の考え方に立ち、「効率的かつ安定的な農業経営」の農業構造における位置付けが明らかになるよう、
- ① 総農家数、販売農家数等及び「効率的かつ安定的な農業経営」数
 - ② 水田作、畑作等主要な部門ごとの「効率的かつ安定的な農業経営」数及び生産割合
- の展望を示すこととする。
- また、「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する上では、農業労働力の確保が前提となることから、農業労働力の見通しについても併せて示すこととする。

2 試算結果

(1) 農業構造の展望

平成27年における農業構造は、以下のとおり展望される。

ア 農家戸数及び「効率的かつ安定的な農業経営」の数

① 農家戸数は、農業センサスの調査年である平成7年から12年にかけての農家戸数のすう勢を基に、近年のすう勢等も踏まえると、平成27年には210～250万戸程度になると見込まれる。

他方、土地持ち非農家は、規模縮小に伴う農家からの移行等により、平成27年には、150～180万戸程度になると見込まれる。

② 家族農業経営（一戸一法人を含む。）については、行政と団体の取組や支援施策の集中化・重点化により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者の規模拡大その他の経営改善等が進展することを前提とすれば、効率的かつ安定的なものが、33～37万戸程度になると見込まれる。

③ 一方、
i) 米政策改革において、経営主体としての実体を有する集落営農を担い手として位置付けたことを勘案するとともに、

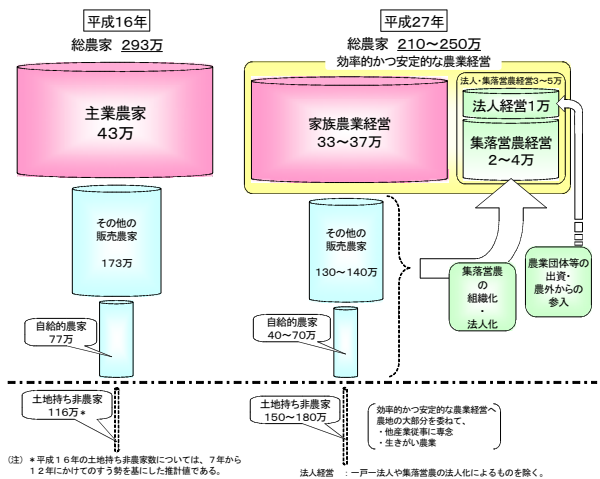
ii) 今後、集落営農の組織化に向けた行政と団体による取組、政策支援を行うことを前提とすれば、小規模な農家や兼業農家等が、経営主体としての実体を有する集落営農の組織化に参画する形で、効率的かつ安定的な集落営農経営（経営主体としての実体を有するもの。法人化したものを含む。）が、2～4万程度になると見込まれる。

④ また、法人経営（一戸一法人や集落営農の法人化によるものを除く。）については、

i) 株式の譲渡制限つき株式会社の追加等の農業生産法人制度の改善

ii) 今後、農業生産法人以外の法人がリース方式により参入することや、合同会社が導入されることを勘案すれば、効率的かつ安定的なものが、1万程度になると見込まれる。

○ 農業構造の展望（平成27年）



(注) *平成16年の土地持ち非農家数については、7年から12年にかけてのすう勢を基にした推計値である。
法人経営：一戸一法人や集落営農の法人化によるものを除く。集落営農経営：経営主体としての実体を有するもの。法人化したものを含む。

効率的かつ安定的な農業経営：主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営

農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上の世帯
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
土地持ち非農家	耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有しているが経営耕地面積が10a未満かつ農産物販売金額が15万円未満の世帯

(注) 効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に農地利用の6割程度が集積され、このほか効率的かつ安定的な集落営農経営により経営される農地を併せ、これら「効率的かつ安定的な農業経営」が経営する農地が7～8割程度になると見込まれる。

イ 経営形態別にみた内訳

平成27年における効率的かつ安定的な家族農業経営及び集落営農経営の経営形態別の内訳は、右表のとおりと見込まれる。

(右表における留意事項)

1. 水田作とは、稲作単一経営及び稲作中心の複合経営、畑作とは畑作単一経営及び畑作中心の複合経営のことである。露地野菜、施設野菜、果樹、酪農、肉用牛は、それぞれの単一経営のことである。単一経営とは、当該部門の農業現金収入が農業現金収入合計の80%以上を占める経営のことであり、複合経営とは、それ以外の経営のことである。
2. 経営耕地面積・飼養頭数割合は、水田作・集落営農経営を除き、それぞれの経営形態の家族農業経営による経営耕地面積・飼養頭数のうち、効率的かつ安定的な家族農業経営の占める割合である。したがって、データの制約上明示していないが、法人経営（一戸一法人を除く。）の経営耕地面積・飼養頭数は、これらの外数である。また、水田作・集落営農経営については、効率的かつ安定的な水田作の家族農業経営及び集落営農経営の経営耕地面積の割合（全耕地面積から水田作以外の家族農業経営の経営耕地面積を除いた面積に占める割合）を示している。なお、「効率的かつ安定的な農業経営」は他の経営より生産性が高いため、生産数量割合ではさらに高くなるものと見込まれる。

○ 「効率的かつ安定的な家族農業経営及び集落営農経営」の経営形態別の展望（平成27年）

	経営体数	経営耕地面積・飼養頭数割合
水田作	8万戸程度	約7～9割
北海道	1万戸程度	
都府県	7万戸程度	
集落営農経営	2～4万経営程度	
畑作	3万戸程度	約8割
北海道	1万戸程度	約9割
都府県	2万戸程度	約7割
露地野菜	2万戸程度	約7割
施設野菜	3万戸程度	約8割
果樹	4万戸程度	約7割
酪農	2万戸程度	約9割
北海道	1万戸程度	約9割
都府県	1万戸程度	約9割
肉用牛	1万戸程度	約8割
上記以外の経営	14万戸程度	—
合計		
家族農業経営	33～37万戸程度	—
集落営農経営	2～4万経営程度	—

注：合計は四捨五入の関係で一致しない。

(2) 農業労働力の見通し

農業センサスの調査年である平成7年から12年にかけてのすう勢を基に、近年のすう勢を踏まえた平成27年における農業労働力の見通しは、次のとおりである。

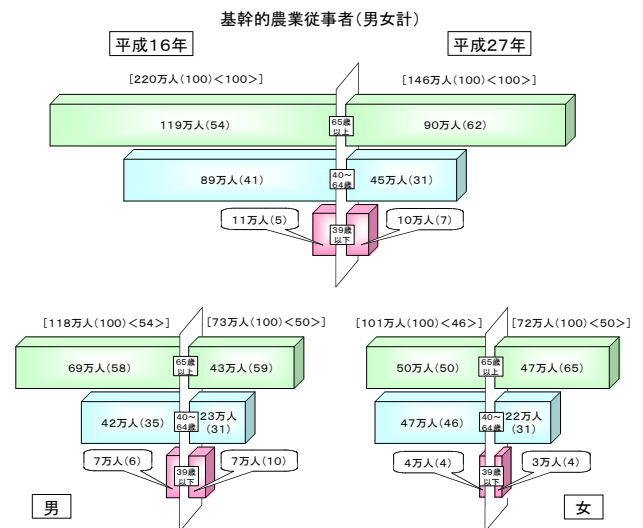
ア 農業労働力については、昭和一桁世代が大きな割合を占めていることから、その減少と高齢化が進行している。平成27年においては、基幹的農業従事者は150万人程度となり、このうち65歳以上が約6割を占めると見込まれる。

イ 女性の基幹的農業従事者に占める割合はほぼ5割を占め、農業経営において重要な役割を担うものと見込まれる。

ウ なお、新規就農者（39歳以下）については、平成11年から15年の間に毎年1万2千人程度で推移しており、平成27年においても同程度の水準が継続するものと見込まれる。

○ 年齢階層別基幹的農業従事者の見通し（平成27年・試算）

(単位：%)



- 1 販売農家の基幹的農業従事者数である。
- 2 「基幹的農業従事者」とは、ふだん主に仕事をしている者のうち、自営農業に主として従事する者である。したがって、この外数として法人経営等が雇用する労働者が存在する。
- 3 () 内の数値は構成比である。
- 4 < > 内の数値は男女の構成比である。

1 農業経営の展望の意義及び内容

(1) 食料・農業・農村基本法においては、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ために必要な施策を講ずることとされている（同法第21条）。

(2) このため、各地域の特性に応じた担い手育成施策の展開、今後の農業経営の展開方向についての関係者の共通認識の形成を図る観点から、技術水準の向上や農地の利用集積等の成果を反映した「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿を、「農業経営の展望」として例示的に示してきたところである。

さらに、これを参考としつつ、都道府県等においては、農業経営基盤強化促進法に基づき、目標とすべき農業経営の基本指標を定め（同法第5条及び第6条）、地域の実態に即した多様な農業経営の姿を示しているところである。

(3) 今回の食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっても、地域段階の取組を支援する観点から、10年程度後を目標として、今後の新品種・新技術の開発、農地の利用集積等の成果を反映した「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿を、「農業経営の展望」として例示的に示すこととする。

各地域段階においては、気象条件、作物の組合せ等の実態に即した農業経営の展望を示しつつ、現場に根ざした課題として構造改革に向けた取組を展開していくことが重要である。

(4) なお、経営指標の試算においては、農産物価格、農業資材価格等については、直近の水準（価格変動のあるものは原則として過去5ヶ年の中庸3ヶ年平均）を用いている。

効率的かつ安定的な農業経営：主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同
等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他
産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高
い営農を行う経営

(参考) 都道府県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針において示された
農業経営の類型 1,841類型（平成16年2月現在）

基本指標の例（E県）

経営体別	営農類型別	経営規模	
平地農業地帯	個別経営体 土地利用型	水稲+麦+大豆+水稲作業受託	10.0 ha
		さといも+水稲+麦	7.5 ha
		レタス+水稲+麦	6.5 ha
		ほうれんそう+水稲	11.0 ha
		いよかん+不知火	3.0 ha
	施設型	うんしゅうみかん+いよかん+キウイフルーツ	3.3 ha
		施設うんしゅうみかん+うんしゅうみかん+いよかん	2.0 ha
		施設いちご+水稲	5.0 ha
		施設きゅうり+水稲	5.0 ha
		施設トマト+水稲	5.0 ha
		施設バラ（ロックウール）	0.4 ha
		施設デルフィニウム	0.4 ha
		施設OHユリ	0.4 ha
		施設花壇苗	0.4 ha
組織経営体 土地利用型	水稲+麦+大豆+水稲作業受託	50.0 ha	

注：平地農業地帯、農山村農業地帯等の農業地帯別に合計44類型を作成

2 試算結果

(1) 水田作

水稲、麦の新品種、大豆狭畦栽培の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で15～25ha、法人経営、集落営農経営で34～46ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～900万円。

(2) 畑作

てん菜の狭畦直播栽培、甘しょ挿苗機、さとうきび全茎式植付機の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営において、畑作4年輪作・3年輪作で36ha、甘しょ作で8.0ha、茶業で4.6ha、法人経営（さとうきび作）で4.0ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～950万円。

(3) 野菜作

野菜用管理ピークル、ねぎ収穫機、超低コストハウスの導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営において、葉茎菜類で5.0～7.5ha、施設栽培で0.5ha、法人経営において、畑作・根菜類複合で100ha、稲作・葉茎菜類複合で20ha、施設栽培で0.5ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は650～950万円。

(4) 果樹作

傾斜地用作業機、低樹高栽培の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で1.5～2.7ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～750万円。

(5) 酪農

フリーストール・ミルクパラー方式、ほ乳ロボットによ

るほ育、TMR（完全混合飼料）方式による飼料給与の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で経産牛40～80頭、法人経営で経産牛250頭。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～900万円。

(6) 肉用牛

育成・肥育期間の短縮、自動給餌機の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営において、肉専用種繁殖経営で繁殖雌牛80頭、肉専用種肥育経営で肥育牛150頭、乳用種育成肥育一貫経営で肥育牛400頭。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～650万円。

(7) 養豚

人工授精、自動給餌機の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で繁殖母豚150頭。主たる従事者1人当たりの年間所得は900万円。

(8) 有機農業

害虫の忌避効果がある黄色蛍光灯の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で2.5ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は750万円。

(9) 花き

超低コストハウス、短茎多収栽培の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。経営規模は、家族経営で0.4ha。主たる従事者1人当たりの年間所得は600～650万円。

21. 平地農業地帯の営農の具体的事例

県等	地区	地区の規模	総人口及び農業就業人口 (総人口に対する割合)	総世帯数及び農家数 (農家率)	主要作目 ()内農業産出額	農用地の状況
関東 T M 町	H	集落 (集落数1)	総人口 361人 農業就業人口 81人 (22 %) 認定農業者数11人 (うち法人0)	総世帯数 79 戸 農家数 47戸(59 %) 販売農家数40戸(95.7 %) ※H12データ 販売農45戸 (内訳1) 専業農家10戸(22%) I兼農家5戸(11%) II兼農家30戸(67%) (内訳2) 主業農家12戸(27%) 準主業農家19戸(42%) 副業的農家14戸(31%)	水稻 16 ha (19百万円) 麦 43 ha (26百万円) いちご1.2 ha (67百万円) トマト 1.1ha (42百万円) そば 10 ha (5百万円) バラ 37 a (27百万円) 農家1戸当たり 農業産出額 4.7百万円	耕地計65ha 田 63ha 畑 2ha 草地 0ha 採草放牧地 0ha 耕地率 82 % 農家1戸当たり 農用地面積 1.38 ha
北陸 F A 市	K	(集落数1)	総人口 78人 農業就業人口 16人 (20.5%) 基幹的農業従事者数 0人(0%) 認定農業者数 1人 (うち法人1) 新規就農者 (最近5年計) 新規学卒就農者 0人 離職就農者 (39歳以下)0人 離職就農者 (40歳以上)0人 新規参入者 0人 女性の参画 女性認定農業者0人 女性農業委員数0人 女性農協役員数0人	総世帯数 22戸 農家数 15戸(77.3%) 販売農家数 14戸(63.6 %) (内訳1) 専業農家 1戸(7%) I兼農家 0戸(0%) II兼農家13戸(93%) (内訳2) 主業農家 1戸(7%) 準主業農家 2戸(14%) 副業的農家11戸(79%)	水稻 10.8 ha (14.1 百万円) 大麦 6.5 ha (0.4 百万円) 大豆 6.5 ha (1.8 百万円) 農家1戸当たり 農業産出額 1.2 百万円	耕地計 20.9ha 田 20.2ha 畑 0.7ha 草地 0 ha 採草放牧地 0ha 耕地率 100 % 農家1戸当たり の農用地面積 1.2 ha 耕作放棄地面積 0 ha

県等	地区	地区の規模	総人口及び農業就業人口 (総人口に対する割合)	総世帯数及び農家数 (農家率)	主要作目 ()内農業産出額	農用地の状況
東海M県T町	T	町全域 (40)	総人口 14,888人 農業就業人口 1,158人(7.8%) 認定農業者数 45人 (うち法人) 6	総世帯数 4,620戸 農家数 826戸(17.9%) 販売農家数 685戸 (14.8%) (内訳1) 専業農家 97戸(14.2%) I兼農家115戸(16.8%) II兼農家473戸(69.1%) (内訳2) 主業農家102戸(14.9%) 準主業農家137戸 (20.0%) 副業的農家 446戸 (65.1%)	水稲 891ha (1,070百万円) 野菜 6 ha (390百万円) 豚 24,300頭 (1,300百万円) 農家1戸当たり 農業産出額 5.3百万円	耕地計1,430ha 田 1,210ha 普通畑 116ha 樹園地 101ha 牧草地 - ha 採草放牧地 - ha 耕地率 34.9% 農家1戸当たり 農用地面積 1.7ha
九州F県F市	T	(集落数15)	総人口14,275人 農業就業人口 1,723人(12%) 認定農業者数 56人 (うち法人)	総世帯数 5,046戸 農家数 398戸(8%) 販売農家数316戸(6%) (内訳1) 専業農家96戸(30%) I兼農家66戸(21%) II兼農家154戸(49%) (内訳2) 主業農家130戸(41%) 準主業農家67戸(21%) 副業的農家119戸(38%)	水稲 368 ha (420百万円) 野菜 210 ha (750百万円) 花き 46 ha (320百万円) 農家1戸当たり 農業産出額 4.17百万円	耕地計718 ha 田 592 ha 畑 111 ha 草地 0 ha 採草放牧地0 ha 耕地率 30.9% 農家1戸当たり 農用地面積 1.80 ha